

かふ 寡婦・ひとり親とは

所得税法上の「寡婦」、「ひとり親」とは、受給者本人が現在結婚をしていない、または、配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方をいいます（住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます）。

本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	控除の区分
500万円以下 (※1)	男性	子 ^(※2) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子 ^(※2) がいる	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		扶養親族がいない	死別・生死不明	寡婦
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明	寡婦

※1：500万円を超える所得がある方は所得税の控除対象になりません。

退職所得を除くと500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

その場合は、「3. 寡婦（退職所得を除くと該当）」または「4. ひとり親（退職所得を除くと該当）」を選択してください。

※2：他の方と生計を一にする配偶者（所得金額58万円以下に限る）・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額58万円以下の子に限ります。子に58万円を超える所得がある場合は所得税の控除対象になりません。

退職所得を除くと58万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

その場合は、「3. 寡婦（退職所得を除くと該当）」または「4. ひとり親（退職所得を除くと該当）」を選択してください。